

西東京市告示第74号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月1日

西東京市長 丸山浩一

記

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせる業務
法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 業務の開始の日
平成29年4月1日